

2 改正後の第十八条の規定は、令和六年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額について適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第十九条の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令
内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百八十七万五千二百円」を「二百九十六万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百二十九万九千二百円」を「二百三十七万三千六百円」に改める。
第九条第一項第一号中「八十九万八千八百円」を「九十二万七千六百円」に改め、同項第二号中「七十一万八千八百円」を「七十四万六千六百円」に改める。
第十条第五項中「二百五十一万四千円」を「二百五十九万四千四百円」に改める。
第十一条第二項第一号中「七百五十四万二千円」を「七百七十八万三千二百円」に改める。
第十三条第一項中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この政令による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「新令」という。）第五条第一項及び第二項（これらの規定を独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「令」という。）第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和六年四月以後の月分について適用し、同年三月以前以前の月分については、なお従前の例による。

2 新令第七条第一項、第九条第一項及び第十条第五項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害年金、障害児養育年金及び遺族年金の額（以下この項において「年金の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金の額については、なお従前の例による。

3 新令第十一条第二項及び第十三条第一項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百十六号

予防接種法施行令の一部を改正する政令
内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第三項第三号、第五条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。
第二条中「（限る。）」の下に「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症（次条において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を加える。」
第三条第一項中「にあつては、インフルエンザを「又は新型コロナウイルス感染症にあつては、当該疾病」に改め、同項の表H1b感染症の項中「生後六月一を、「生後九月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月」に改め、同表に次のように加える。

<p>新型コロナウイルス感染症</p> <p>一 六十五歳以上の者</p> <p>二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの</p>

第三条第二項中「及びインフルエンザ」を「インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症」に改める。
第十一条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改める。
第十二条第二項第一号イ中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、同号ロ中「百六十八千八百円」を「百三十八千円」に改め、同項第二号イ中「百六十一万七千六百円」を「百六十六万九千二百円」に改め、同号ロ中「百二十九万三千六百円」を「百三十三万四千四百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万九千六百円」を「五十六万九千六百円」に改める。
第十三条第二項第一号イ中「四百二十四千八百円」を「四百十五万三千二百円」に改め、同号ロ中「三百二十一万八千四百円」を「三百三十二万二千八百円」に改め、同号ハ中「二百四十一万四千四百円」を「二百四十九万二千円」に改め、同項第二号イ中「四百二十七万五千六百円」を「五百三十四万四千円」に改め、同号ロ中「四百十三万八千八百円」を「四百二十七万二千円」に改め、同号ハ中「三百四十万四千四百円」を「三百二十万二千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千五百二十万円」を「三千六百三十万円」に改め、同号ロ中「二千六百四十万円」を「二千七百二十万円」に改め、同項第二号中「四千五百三十万円」を「四千六百七十万円」に改める。

第十八条中「二十一万二千元」を「二十一万五千元」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百八十七万五千二百円」を「二百九十六万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百二十九万九千二百円」を「二百三十七万三千六百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百五十一万四千円」を「二百五十九万四千四百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百五十四万二千元」を「七百七十八万三千二百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第十一条の規定は、令和六年四月以後の月分の予防接種法(以下この条において「法」という。)による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2 改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額(当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む)並びに遺族年金の額(以下この項において「年金等の額」という。)について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第十七条第四項、第十八条及び第二十六条第三項の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第三条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和四年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二条及び第三条を削る。
附則第一条ただし書中「以下「改正法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百十七号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令
内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成二十一年法律第九十八号)第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令(平成二十一年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、同項第二号中「百六十八千八百円」を「百三十八千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第五条第二項第一号中「四百二万四千八百円」を「四百五十五万三千二百円」に改め、同項第二号中「三百二十一万八千四百円」を「三百三十二万二千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百五十二万円」を「三百六十三万円」に改め、同項第二号中「二百六十四万円」を「二百七十二万円」に改める。

第十二条第一項中「二十一万二千元」を「二十一万五千元」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、令和六年四月以後の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(以下「法」という。)による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2 改正後の第四条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項並びに第八条第五項の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額(当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む)並びに遺族年金の額(以下この項において「年金等の額」という。)について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第十二条第一項の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄

御名 御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

6 | 8 | (略)

(削る)

9 | 11 | (略)

別表第二(二) 出張所(第百十八条関係)

名 称	位 置
(略) 仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所 仙台検疫所花巻空港出張所	(略) 大船渡市大船渡町 花巻市東宮野目

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十八号

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則(平成十三年厚生労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(本省及び中央労働委員会の定員)			
第一条 厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。			
区 分	定 員	備 考	
本 省	三三、六六一人	(略)	
中央労働委員会	九八人	(略)	
合 計	三三、七五九人		

7 | 9 | (略)

(再乱用防止対策官の設置期間の特例)

10| 第七百二十八条第二項第五号口の再乱用防止対策官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

11 | 13 | (略)

別表第二(二) 出張所(第百十八条関係)

名 称	位 置
(略) 仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所 (新設)	(略) 大船渡市大船渡町 (新設)

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十九号

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則(平成十三年厚生労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 前

(本省及び中央労働委員会の定員)			
第一条 厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。			
区 分	定 員	備 考	
本 省	三三、四一八人	(略)	
中央労働委員会	九九人	(略)	
合 計	三三、五一七人		

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十九号

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)第三条の規定に基づき、予防接種法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

第一條 予防接種法施行規則等の一部を改正する省令
 (予防接種法施行規則の一部改正)
 第一條 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(H1b感染症の予防接種の対象者)									
<p>第二條の二 令第三条第一項の表H1b感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める月は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる月とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>ワクチン</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>乾燥ヘモフィルスb型ワクチン</td> <td>生後六十月</td> </tr> <tr> <td>沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン</td> <td>生後九十月</td> </tr> </table>	ワクチン	月	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後六十月	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン	生後九十月		
ワクチン	月								
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後六十月								
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン	生後九十月								
(新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者)									
<p>第二條の六 令第三条第一項の表新型コロナウイルス感染症の項下欄第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p>									
(特定疾病)									
<p>第二條の九 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H1b感染症及び肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。</p>									
<table border="1"> <tr> <td>特定疾病</td> <td>年齢</td> </tr> <tr> <td>ジフテリア</td> <td>十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という)又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(以下この表において「五種混合ワクチン」という)を使用する場合に限る。)</td> </tr> </table>	特定疾病	年齢	ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という)又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(以下この表において「五種混合ワクチン」という)を使用する場合に限る。)	<table border="1"> <tr> <td>特定疾病</td> <td>年齢</td> </tr> <tr> <td>ジフテリア</td> <td>十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。)</td> </tr> </table>	特定疾病	年齢	ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。)
特定疾病	年齢								
ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という)又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(以下この表において「五種混合ワクチン」という)を使用する場合に限る。)								
特定疾病	年齢								
ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。)								

改 正 前

(新設)									
<p>第二條の二 第二條の四 (略)</p>									
(新設)									
<p>第二條の五・第二條の六 (略)</p>									
(特定疾病)									
<p>第二條の七 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H1b感染症及び肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。</p>									
<table border="1"> <tr> <td>特定疾病</td> <td>年齢</td> </tr> <tr> <td>ジフテリア</td> <td>十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という)を使用する場合に限る。)</td> </tr> </table>	特定疾病	年齢	ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という)を使用する場合に限る。)	<table border="1"> <tr> <td>特定疾病</td> <td>年齢</td> </tr> <tr> <td>ジフテリア</td> <td>十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。)</td> </tr> </table>	特定疾病	年齢	ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。)
特定疾病	年齢								
ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という)を使用する場合に限る。)								
特定疾病	年齢								
ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。)								

(傍線部分は改正部分)

急性灰白髄炎	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
（略）	（略）
Hib感染症	十歳（予防接種実施規則第九条又は第十条の規定により五種混合ワクチンを使用する場合にあっては、十五歳）
（略）	（略）

（報告すべき症状）
第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、Hib感染症（Hib感染症にあつては、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチンを使用する場合に限る。）	症状	（略）	期間	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

急性灰白髄炎	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
（略）	（略）
Hib感染症	十歳
（略）	（略）

（報告すべき症状）
第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風	症状	（略）	期間	（略）
（略）	Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）

(予防接種実施規則の一部改正)

第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)	(略)	(略)	症					
			熱性けいれん	心膜炎	心筋炎	血栓症(血栓塞栓症を含む。)(血小板減少症を伴うものに限る。)	アナフィラキシー	
新型コロナウイルス感染症	(略)	(略)	症					
			熱性けいれん	心膜炎	心筋炎	血栓症(血栓塞栓症を含む。)(血小板減少症を伴うものに限る。)	アナフィラキシー	
			予接種との関連性が高いと医師が認める期間	七日	二十八日	二十八日	四時間	

肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)	(略)	(略)	(新設)					
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

目次

第一章 (略)

第二章 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHib感染症の予防接種(第九条―
 第十一条)

第三章 第五章 (略)

(削る)

第六章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種(第十七条)

第七章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(第十八条)

第八章 水痘の予防接種(第十九条)

第九章 B型肝炎の予防接種(第二十条)

第十章 ロタウイルス感染症の予防接種(第二十一条)

第十一章 インフルエンザの予防接種(第二十二条)

第十二章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種(第二十三条)

附則

改 正 前

目次

第一章 (略)

第二章 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種(第九条―
 第十一条)

第三章 第五章 (略)

第六章 Hib感染症の予防接種(第十七条)

第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種(第十八条)

第八章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(第十九条)

第九章 水痘の予防接種(第二十条)

第十章 B型肝炎の予防接種(第二十一条)

第十一章 ロタウイルス感染症の予防接種(第二十二条)

第十二章 インフルエンザの予防接種(第二十三条)

第十三章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種(第二十四条)

附則